

## 「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」等の一部改訂について(案)

### 1. 国立大学法人会計基準の主な改訂内容について

#### (1) 寄附金を原資とした余裕金の運用に係る会計処理について

平成 29 年 4 月の国立大学法人法の改正により、文部科学大臣の認定を受けて、寄附金を原資とした余裕金の運用範囲をより収益性の高い金融商品にまで拡大することが可能となったことに伴い、寄附金を原資とした余裕金の運用による収益等の取扱いを追加するもの。

【第 31】有価証券の評価基準及び評価方法 【第 82】寄附金の会計処理<注 60>

#### (2) 補助金等の会計処理について

国又は地方公共団体以外(公益財団法人等)から交付される補助金等のうち、補助金適正化法の適用を受けるものについては、補助金として処理する必要があると考えられる。現行の基準第 80 では、「国又は地方公共団体から補助金等の概算交付を受けたときは、相当額を預り補助金として整理するものとする。」となっており、それ以外の団体を含まないと解釈されてしまうため、「国又は地方公共団体等」と修正を加えるもの。

【第 80】補助金等の会計処理

#### (3) 研究成果活用支援事業者の表記について

現在の会計基準では、VC の活動状況を記載する項目(財務諸表の注記に記載)において「認定特定研究成果活用支援事業者」という単語を使用しているが、この言葉は VC、VF のどちらも指す言葉であるため、表現を改めるもの。

【第 77】注記<注 55> 【第 124】連結財務諸表の注記

#### (4) 一部文言の修正漏れ

- ・基準第 63 損益計算書の様式について、経常費用の項目名に一部誤りがあったため、修正を加えるもの。
- ・基準第 64 表示区分 <注 43> キャッシュ・フローの区分(5)の受託研究等収入について、前回の改訂で共同研究の区分開示に修正漏れがあったため、修正を加えるもの。

【第 63】損益計算書の様式 【第 64】表示区分<注 43>

### 2. 改訂時期

平成 30 事業年度から適用